



## 飲酒運転は犯罪です!

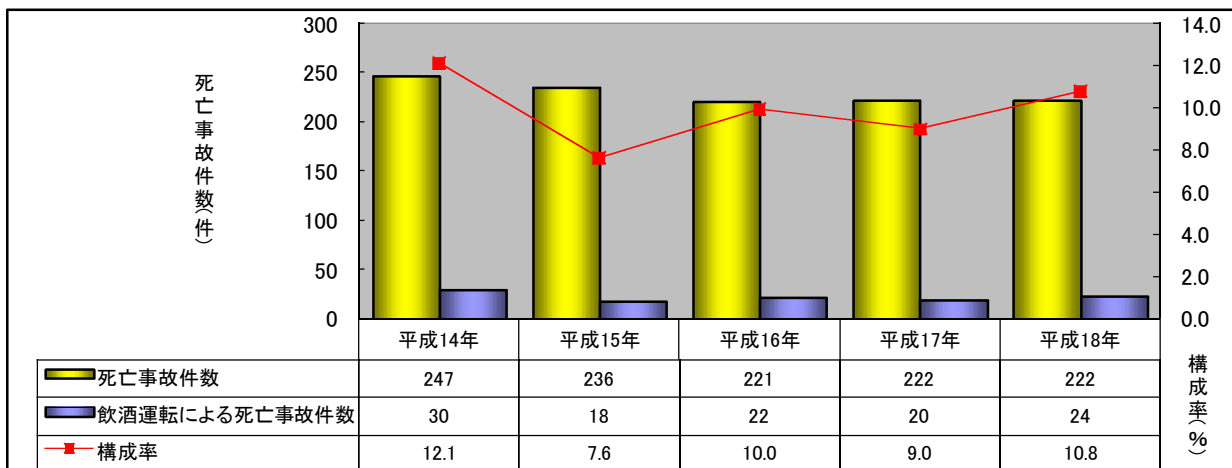
飲酒運転による死亡事故率は、飲酒なしの約7倍!



昨年8月、飲酒運転により幼児3人が亡くなった福岡市での事故をきっかけに社会全体で飲酒運転根絶の気運が高まり、飲酒運転に対する罰則強化も図られているところであります。このような情勢の中、本年6月23日(土)に尼崎市において、飲酒運転により尊い命が奪われるという悲惨な交通事故が発生しました。飲酒運転は犯罪です。飲酒運転の根絶にご協力をお願いします。  
なお、この資料は、人身事故のうち原付以上の運転者(第1当事者)が起こした交通事故を対象に分析しています。

### 1 県下の死亡事故件数及び飲酒運転による死亡事故件数の推移(構成率の推移)

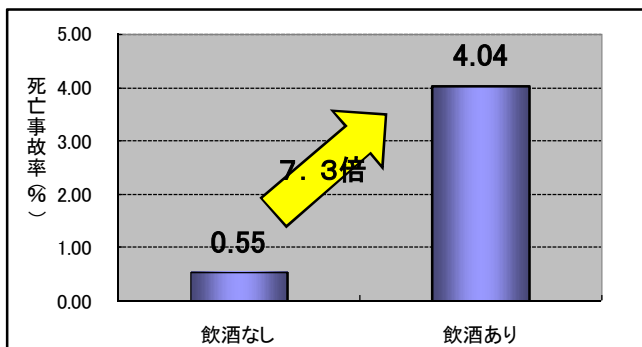
交通死亡事故件数に占める飲酒運転による死亡事故件数の割合は、平成14年は12.1パーセントで、平成15年は7.6パーセントと減少したが、その後、増減を繰り返し、平成18年は10.8パーセントとなっている。



注) 件数は、原付以上運転者が第1当事者の事故件数である。

### 2 飲酒の有無による死亡事故率の比較

下図は、最近の5年間における飲酒の有無による死亡事故率を比較したものであるが、「飲酒なし」が0.55パーセントであるのに対して、「飲酒あり」は4.04パーセントと約7.3倍となっている。



	合計	飲酒なし	飲酒あり	調査不能
死亡事故件数(件)	1,148	1,033	114	1
人身事故件数(件)	191,954	188,910	2,824	220
死亡事故率(%)	0.60	0.55	4.04	-

注1) 死亡事故率の算出方法・・・死亡事故件数÷人身事故件数×100

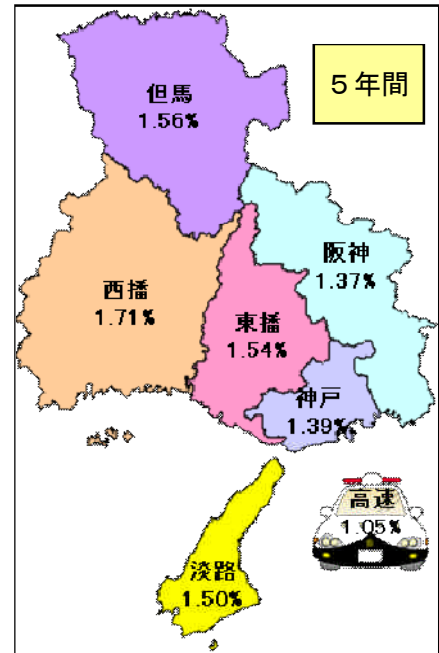
注2) 死亡事故率は、原付以上運転者(第1当事者)の飲酒有無別で比較した。

### 3 地区別の人身事故件数に占める飲酒事故件数の割合（年別推移）

最近の5年間に占める飲酒運転による事故の割合は、「西播」が1.71パーセントと最も高く、次いで「但馬」が1.56パーセント、「東播」が1.54パーセントとなっている。

「東播」は、他の地域が減少傾向にあるなかで、飲酒運転が厳罰化された平成14年は1.60パーセントであったが、平成18年には、1.71パーセントと0.11ポイント増加し、県下で最も高くなっている。

地区	年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	5年間合計
兵庫県	人身事故件数	38,629	38,691	39,083	38,420	37,131	191,954
	飲酒事故件数	702	544	584	517	477	2,824
	構成率	1.82%	1.41%	1.49%	1.35%	1.28%	1.47%
神戸	人身事故件数	9,913	9,849	10,040	9,837	9,388	49,027
	飲酒事故件数	161	140	146	124	111	682
	構成率	1.62%	1.42%	1.45%	1.26%	1.18%	1.39%
阪神	人身事故件数	10,322	10,436	10,399	10,298	9,899	51,354
	飲酒事故件数	198	122	139	138	106	703
	構成率	1.92%	1.17%	1.34%	1.34%	1.07%	1.37%
東播	人身事故件数	7,707	7,790	7,729	7,566	7,245	38,037
	飲酒事故件数	123	120	117	103	124	587
	構成率	1.60%	1.54%	1.51%	1.36%	1.71%	1.54%
西播	人身事故件数	7,410	7,249	7,383	7,396	7,246	36,684
	飲酒事故件数	160	120	140	109	100	629
	構成率	2.16%	1.66%	1.90%	1.47%	1.38%	1.71%
但馬	人身事故件数	1,054	982	1,061	1,027	1,014	5,138
	飲酒事故件数	25	12	11	21	11	80
	構成率	2.37%	1.22%	1.04%	2.04%	1.08%	1.56%
淡路	人身事故件数	842	889	920	893	846	4,390
	飲酒事故件数	15	17	12	12	10	66
	構成率	1.78%	1.91%	1.30%	1.34%	1.18%	1.50%
高速	人身事故件数	1,381	1,496	1,551	1,403	1,493	7,324
	飲酒事故件数	20	13	19	10	15	77
	構成率	1.45%	0.87%	1.23%	0.71%	1.00%	1.05%



注) 件数は、原付以上運転者が第1当事者の事故件数である。

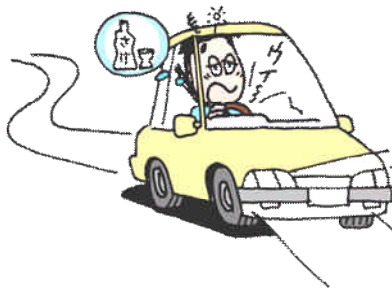
### 4 県警としての今後の取組み

現在、飲酒運転に関する罰則は下記のとおりであります。本年6月20日に道路交通法の一部を改正する法律が公布され、今後、更に罰則が強化されます。

県警におきましては、飲酒運転の取締りを強化するとともに、飲酒運転が安全を脅かす危険な行為であることを交通安全教育やキャンペーン活動を通じて、ドライバーに対して周知徹底を図ってまいりますので、県民の皆様のご協力をお願いします。

#### 飲酒運転に関する罰則の改正

飲酒運転に関する「道路交通法の一部を改正する法律」が本年6月14日に成立し、同月20日に公布されました。公布の日から3箇月以内の日から施行されます。



- 酒酔い運転～3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 酒気帯び運転～1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 飲酒検知拒否～30万円以下の罰金



- 酒酔い運転～5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 酒気帯び運転～3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 飲酒検知拒否～3箇月以下の懲役又は50万円以下の罰金